

申告準備はお早めに

市・都民税、所得税、消費税、贈与税、事業税

市・都民税 所得税、事業税の申告書の受付期間は、2月16日(金)～3月15日(木)です(郵送可)。3月に入りますと大変混雑しますので、申告はお早めにお願います。

市・都民税の所得割の税率が一律10%(市民税6%・都民税4%)になります。
景気対策として実施されていた定率減税が廃止されます。

市・都民税の申告が必要な方

お問い合わせは、市・都民税については**市役所市民税課**(☎724・2114)・5、2117)、**所得税 消費税、贈与税**については**町田税務署**(☎728・7211)、**事業税**については**八王子都税事務所個人事業税係**(☎042・644・1111)へ。

市・都民税の申告

平成19年度市・都民税が変わります

地方税法等の改正により、平成19年度に実施される主な改正内容は、次のとおりです。

平成19年1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷を有する方で市内に住んでいない方は、次のとおりです。

表1 市・都民税申告書本庁舎受付日程

開催日	開催場所	受付時間
2月16日(金)	町田市役所本庁舎 1階 市民フロア	午前の部 9:00~11:30 午後の部 1:00~4:00
3月15日(木)		

土・日曜日を除く。ただし、2月18日(日)と2月25日(日)は受付を行います。昼休みは受付をしております。

表2 市・都民税申告書の出張受付日程

開催日	会場	受付時間
2月20日(火)	町田市農業協同組合 南支店	午前の部 9:30~11:00 午後の部 13:00~15:30 昼休みは受付を していません。
2月21日(水)		
2月26日(月)	鶴川市民センター	午前の部 9:30~11:00 午後の部 13:00~15:30 昼休みは受付を していません。
2月27日(火)		
2月28日(水)	小山市民センター	午前の部 9:30~11:00 午後の部 13:00~15:30 昼休みは受付を していません。
3月1日(木)		
3月2日(金)	なるせ駅前市民センター	午前の部 9:30~11:00 午後の部 13:00~15:30 昼休みは受付を していません。
3月6日(火)		
3月7日(水)	堺市民センター	午前の部 9:30~11:00 午後の部 13:00~15:30 昼休みは受付を していません。
3月8日(木)		
3月9日(金)	忠生市民センター	午前の部 9:30~11:00 午後の部 13:00~15:30 昼休みは受付を していません。
3月9日(金)		

「注意事項」
(1)今年度は南市民センターが工事のため町田市農業協同組合 南支店で受付を行います。
(2)当日は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越し下さい。
(3)ご来場の際には、筆記具・印鑑・所得の証明ができるもの・社会保険料等の資料等をご持参下さい。
(4)会場には駐車場の用意がございませんので、お車での来場はご遠慮下さい。

市・都民税の申告書の送付

市・都民税の申告書は、昨年申告書を出した方 65歳以上で昨年課税された方などに2月9日ごろ発送する予定です。

市・都民税の申告書が送られた方で、病気・失業などで昨年中に所得がなかった方も、その旨を具体的に記入して提出して下さい。申告書が届かなかった方は市民税課にお問い合わせ下さい。

市・都民税申告の相談・受付

昨年度に引き続き今年度も65歳以上の方(収入は公的年金等のみで、支給金額が155万円超)を対象として、申告の相談会を実施します。

相談会は、2月1日(木)～2月15日(木)まで(土・日祝日とその振替休日を除く)市役所1階市民フロアで行います。相談時間は午前9時～11時30分、午後1時～4時までです。

市・都民税の申告書の受け付けは、2月16日(金)～3月15日(木)まで(土・日曜日を除く)市役所1階市民フロアで行います。受付時間は午前9時～11時30分までと午後1時～4時までです。(表1)

また、各市民センターでも行います。会場の受付時間は午前9時30分～11時までと午後1時～3時30分までです。(表2)

今年度は、2月18日と2月25日の日曜日も平日と同様、市役所1階市民フロアにて受け付けと相談を行います。

申告に持参していただくもの

市・都民税の申告に持参していただくものとしては、以下のとおりです。申告書(会場でもお渡

してきます) 印鑑 収入があった方は、収入の内訳を証明できる資料(源泉徴収票等) 所得控除の資料等(前年中に支払った社会保険料の領収書や国民年金保険料、生命保険料・損害保険料の控除証明書 医療費の領収書等)。

申告は期限内に

期限内に申告をされないと、納付回数が増えたり、1回あたりの納付金額が多くなる場合があります。また、申告がない場合は、児童手当・保育園入園・幼稚園補助金・就学援助費・公営住宅入居・老人医療証・公的年金・事業資金の融資などの申請に必要な市・都民税の課税・非課税証明書等の交付が受けられません。

申告は郵送でも受け付けます

期限までに申告に来られない方は、郵送により申告を受け付けてください。申告の内容について、後に不明な点等をおたずねする場合がありますので、電話番号は忘れずにお書き下さい。

納税通知書

納税通知書の送付は6月初旬に市・都民税の平成19年度納税通知書は、期限内(3月15日)までに申告された場合には、6月初旬ごろにお送りします。ただし、非課税の方には納税通知書はお送りしません。

市・都民税 課税・非課税証明書

また、会社等で市・都民税を給与から天引きされる方には、お勤め先を通じて市・都民税の税額をお知らせします。

市・都民税の平成19年度課税・非課税証明書の交付は、期限内に申告された場合には、6月中旬以降に交付できます。

所得税の確定申告

なお、期限内に申告がありませんと、証明書の交付時期が遅れることがあります。

確定申告が必要な方

主に次のような方は、確定申告が必要になります。
1 事業所得や不動産所得などがあり、各種所得金額の合計額が配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える方。
2 給与所得者で、給与の年間収入金額が2000万円を超える方
給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
2か所以上から給与などの支払いを受けている方
3 土地や建物、ゴルフ会員権などの資産を売却した方

還付申告ができる方

一般に給与所得者は、年末調整によって所得税が清算されています。しかし、昨年中にマイホームをローンで取得した、多額の医療費を支払った、災害や盗難にあつた、などの場合には、確定申告により所得税の還付を受けることができます。

消費税の確定申告

平成16年分の課税売上高が100万円を超える個人事業者の方は、平成18年分の消費税の確定申告が必要です。

贈与税の申告

平成18年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方は、贈与税の申告が必要です。

申告期限と納期限

申告書はご自分で書いて提出はお早めに
平成18年分の申告書の提出及び納税の期限は、所得税・贈与税が3月15日(木)、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月2日(月)までです。

納税は、最寄りの金融機関をご利用下さい。

また、所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、口座振替をご利用下さい。

所得税・消費税・贈与税の申告書の作成・提出会場は「ぽっぽ町田」です

設置期間 2月1日(木)～3月15日(木)まで
平日(月～金曜日)以外でも2月18日と25日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。
開設時間 午前9時～午後5時12時から1時の間は、作成済みの申告書の受付及び用紙の配布のみ行っています。
所在地 原町田4・10・20、JR横浜線・小田急線町田駅から徒歩5分
駐車場は有料です。
前記の期間中、町田税務署の庁舎内には、申告書の作成会場は設置していません。

税理士会が行う小規模納税者の方などのための確定申告無料相談

小規模事業者(前年の所得金額が300万円以下の白色申告者)の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象(譲渡所得のある方を除く)としています。
譲渡所得のある方、所得金額が高額な方及び相談内容が複雑な方は、ご遠慮下さい。
会場が混雑した場合は、受付を早めに締め切ることがあります。
駐車場はありませんのでお車での来場はご遠慮下さい。
〒東京税理士会町田支部 ☎729・0777

確定申告無料相談日程表

開催日	会場	受付時間
2月7日(水)～8日(木)	小山市民センターホール	9:30～11:00
2月15日(木)～16日(金)	忠生市民センターホール	
2月15日(木)～16日(金)	町田市農協・南支店ホール	13:00～15:00
2月20日(火)～21日(水)	なるせ駅前市民センターホール	
2月21日(水)～23日(金)	鶴川市民センターホール	
2月22日(木)～23日(金)	堺市民センターホール	

申告書の作成は国税庁ホームページで!

【http://www.nta.go.jp】
国税庁ホームページには、所得税・消費税・贈与税の確定申告書等を作成できる「確定申告書作成コーナー」があります。
「自宅等のパソコンで手軽に確定申告書を作成することができ、プリントアウトしたものをそのまま税務署に提出(郵送)することが出来ます。ぜひ、ご利用下さい。」

税務書類の作成を依頼する場合

は、「税理士」に依頼しましょう。ニセ税理士にはご注意ください。
所得税申告書等の提出
1 e・Tax(国税電子申告・納税システム)を利用すると、確定申告書等作成コーナーで作成したデータをインターネットで送信(提出)できます。
利用手続は、e・Taxホームページ(http://www.e-tax.go.jp)をご覧ください。
税務署や国税局では還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めるところはありませんので、不審な電話があった場合には、町田税務署にお問い合わせ下さい。

税務職員を装った不審な電話「振り込め詐欺」にご注意下さい!

税務職員を装った不審な電話「振り込め詐欺」にご注意下さい!